〃 三

覚書

一、退職手当金ハ労資双方定時日給ノ百分ノ二分ヲ積立シ退職ノ場合之ニ充当スル事
但シ従来ノ勤続者ハ此ノ際ニ於ケル換算ヲ事業主側ニ於テ第一回時金ノ際振替実施ノ事

一、請負制ノ者ハ協議ノ上試セラレテ以テ現収入ヨリ増加ニ努力スル事ニ請負制外ノ者ニハ
一割程度ノ増収ニ善処スルコト但シ見習者[illegible]

一、特優ニ依ル者ハ労資双方代表協議ノ上処置スルコト
但シ代表者ハ工場長ノ認メタル者

一、昨五月一日休業シタル見習者工ハ出勤シタル事ト見做ス

右後日ノ為メ当事者間ニ於テ一通宛所持スルモノトス

昭和十二年五月二日

工場主 中島近好 殿

椋 大郎 ㊞
唐沢 一 ㊞
安生昇一 ㊞
秋山 博 ㊞

事業主側 工場主 中島近好 ㊞
代表員 木村仙次郎 ㊞
〃 野水寅之助 ㊞
従業員側 代表員 椋 大郎 ㊞
唐沢 一 ㊞
安生昇一 ㊞
秋山 博 ㊞

〃 四

拝啓 従来貴下等は工場の為事誠意尽して下された事は誠に感謝致して居る次第です
此度二場以外に扇動せし人等で何も知らないのに無理に署名捺印せられし事は貴下の本分でなき事
は承知して居ります。良く考へて見れば分ると思ひます。此度主動者になつた人を見れば近
く納得行くものです。人格低害を言ふ立派な人はなく自分自分で要求出来ないものだから大衆を利用
して此度事を起しましたが 自分達では口先で君達に迷惑をかけぬから署名捺印せよと云つ
て居るが現に諸君の職場を破壊し使はれも同違い今後有為ある諸君の前途をも棒に振る様な
結果になりはしないかと心配して居る。 諸君は若い前途ある人何で甚事を考へ僅か[illegible]要
求をして而して其れを遂行せんが為自分自身を破滅させるか。 工場それ自体は諸君の